

「知的財産推進計画2015」の概要について

内閣官房

知的財産戦略推進事務局

<目次>

「知的財産推進計画2015」策定の基本的考え方	3
-------------------------	---

【第1部 重点3本柱】

1. 地方における知財活用の推進	5
2. 知財紛争処理システムの活性化	7
3. コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進	9

【第2部 重要8施策】

1. 世界最速・最高品質の審査体制の実現	11
2. 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化	12
3. 国際標準化・認証への取組	13
4. 産学官連携機能の強化	14
5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備	15
6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化	16
7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進	17
8. 知財人財の戦略的な育成・活用	18

参考資料	19
------	----

- 我が国が高度な技術や豊かな文化を創造し、それをビジネスの創出や拡大に結び付けていくことがますます重要となっている。その基盤となるのが知的財産戦略である。

(知財を活用する —特に、地方における知財の戦略的活用)

- 知的財産は活用されてこそ、その価値が初めて実現されるものであり、知財戦略は事業戦略と一体のものでなければならない。
そうした知的財産を活用してビジネスの創出や拡大に結び付けていくことが重要であり、それがまた次なる知的財産の創造につながる。
- 特に、地方創生の観点からも、地域中小企業がその持てる力を発揮するため、知的財産を創造し、活用していくサイクルを再構築していくことが必要である。

(知財で戦う — 知財紛争処理システムの活性化)

- 知的財産高等裁判所の設立から10年経ち、我が国の知財紛争処理システムは、産業界や実務家から一定の評価が得られているものの、利用状況や利便性において改善を求める声も強い。
国際的なシステム間競争にさらされていることを十分考慮し、我が国の知財紛争処理システムの在り方を検証すべき時期にある。

(コンテンツで海外で稼ぐ — 非コンテンツも含めた生態系構築)

- クールジャパンに代表される知的財産としてのマンガ、アニメ、ドラマ等のコンテンツは潜在的な成長分野として期待され、これらをビジネスに結び付けるコンテンツの海外展開は、知財戦略上重要である。
コンテンツを産業面から捉え直し、非コンテンツ産業を含めた収益を生み出す構造を作り出すことが、我が国の国際競争力を高めるための大きな課題となっている。

現状と課題

- 技術などの知的財産を権利化している中小企業数は、全中小企業385万社の1%にも満たないわずか3.3万社。
- ビジネスの視点からの中小企業による知財活用や、中小企業と大企業・大学とが知財面で連携しビジネス化する取組の強化が課題。また、農林水産分野においても模倣品等への迅速かつ的確な対応が必要。

取り組むべき施策

◎知財事業化に向けた中小企業の知財戦略の強化

- 中小企業の様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口である都道府県の「よろず支援拠点」における相談体制及び「知財総合支援窓口」との連携を強化
- 「知財総合支援窓口」においては、(独)工業所有権情報・研修館の下で、専門家を活用した事業戦略を踏まえた知財戦略の構築を支援する体制の整備

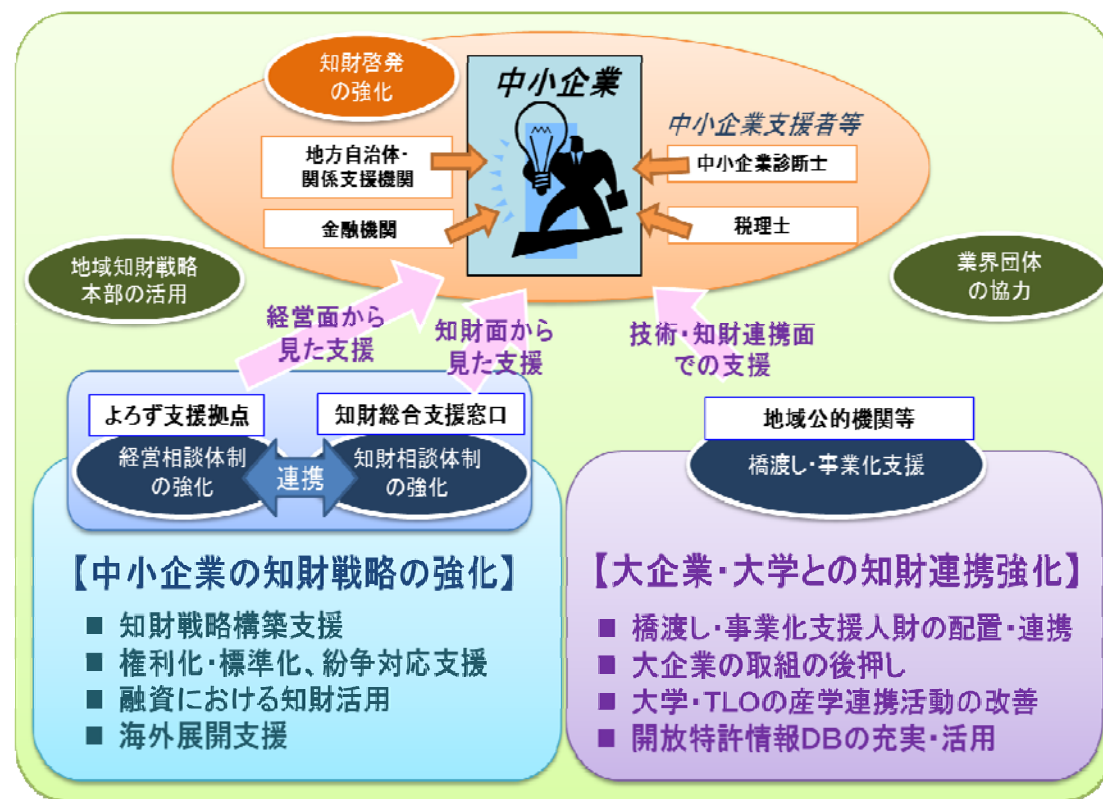
◎地域中小企業と大企業・大学との知財連携強化

- 中小企業と大企業・大学との知財連携を強化するため、橋渡し・事業化支援人材を各地域に配置・派遣。これら人材を相互に連携させるため、情報交流を行う場を創設。技術流出を防止できるセキュアな開発環境を構築する。
- 特に大企業の参加を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度や好事例の共有機会を活用

◎農林水産分野における知財戦略の推進

- 農林水産分野の知財戦略の着実かつ強力な実施や、地理的表示保護制度の活用によるブランド化の促進

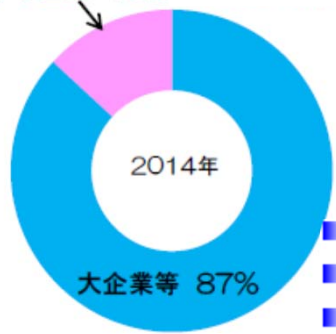
「地方知財活用促進プログラム」



【参考資料】

■ 特許出願件数に占める中小企業の割合

中小企業 13%



大企業	約23万5千件
中小企業	約3万5千件
合計	約27万件

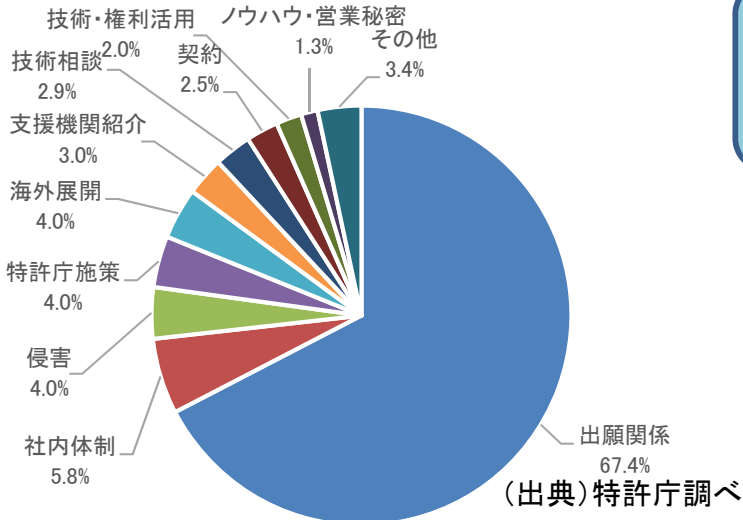
■ よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の売上向上、販路拡大等の経営課題に対し、ワンストップで対応する経営相談窓口(全国47か所)。

■ 知財総合支援窓口

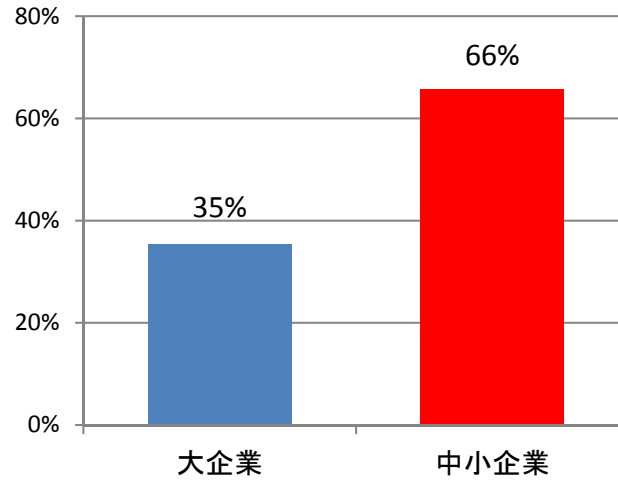
中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うために、都道府県ごとに設置した窓口(全国57か所)

知財総合支援窓口の支援内容 (H25年度)



■ 日本企業の特許実施率(規模別比較)

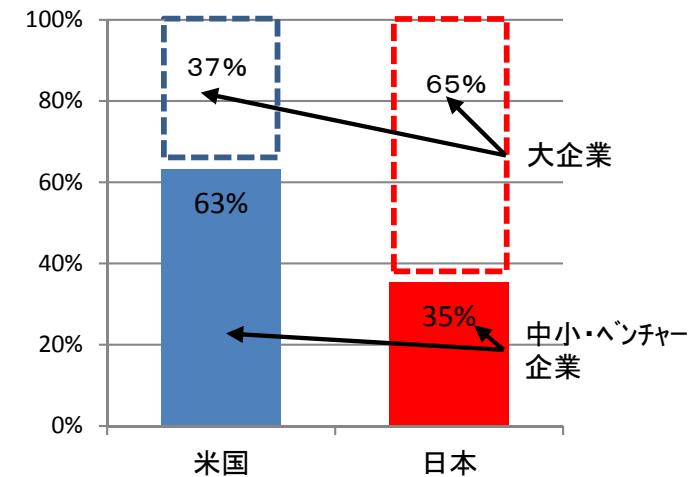
※大企業の実施率が低い



(出典)特許庁調べ

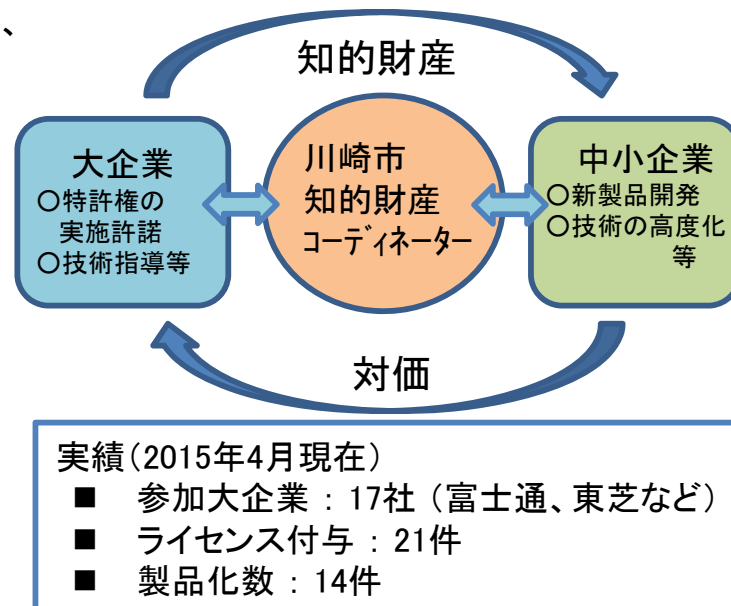
■ 日米大学特許の行先比較

※ 中小・ベンチャー企業向け比率が米国は高い



(出典)渡部俊也東京大学教授による推計

■ 川崎市は、大企業の特許知財を中小企業へ移転する仕組みを構築



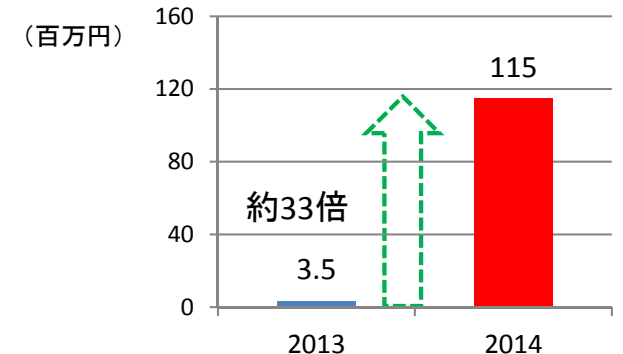
(出典)川崎市経済労働局資料

■ 大学の技術移転機関(TLO)は全国的に減少傾向。活動も停滞気味。

※TLO数: 48社(2008)→36社(2014)

その中で四国TLOは活発なマーケティングで成果。※企業訪問等435社(2014年4月-11月)

四国TLOの特許収入の伸び



(出典)坂井貴行徳島大学教授(四国TLO専務取締役)によるデータ(数値は契約ベース)

現状と課題

- 知財高裁の創設から10年経過し、我が国知財紛争処理システムは、迅速性、予見可能性等の点で一定の評価。
- 他方、権利の安定性、証拠収集の困難さ(例:製造技術)、損害賠償額の水準や、中小企業・地方当事者の利便性等の課題も存在。
- グローバル化に鑑み、我が国の知財紛争システムへの理解増進のため、更なる海外発信・情報公開が必要。

取り組むべき施策

施策のイメージ

◎知財紛争処理システム機能強化の総合的検討

- 知財訴訟において、①権利付与から紛争処理を通じての権利の安定性の向上、②権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善、③ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現など、知財紛争処理システムの機能強化を総合的に検討

◎中小企業・地方当事者の知財訴訟遂行支援

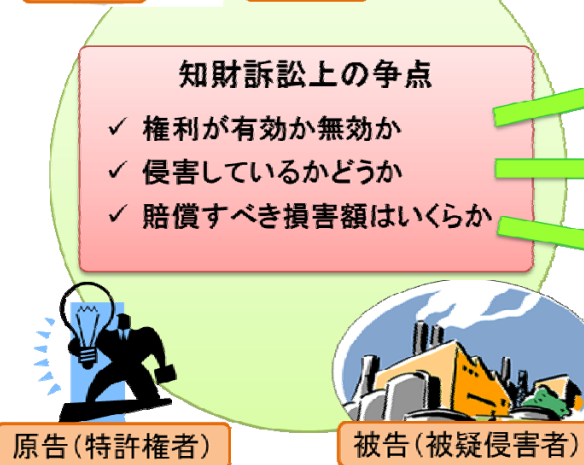
- 大企業との紛争未然防止、訴訟対応を支援する専門家による中小企業支援体制の強化
- 地方からの知財司法アクセス確保のため、テレビ会議システムの活用促進

(注)特許訴訟の地裁での管轄は、東京、大阪のみ

◎情報公開・海外発信の拡充

- 知財紛争処理に係る情報の公開及び英語による海外情報発信を強化

◎情報公開・海外発信の拡充



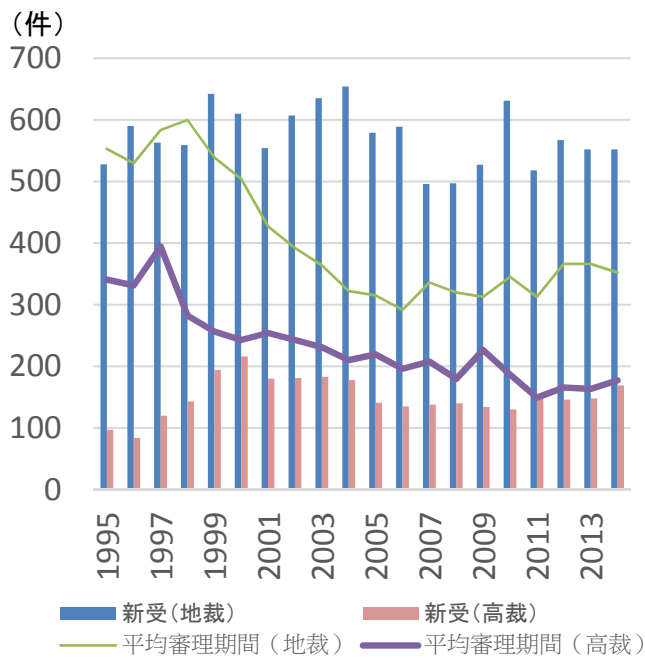
◎知財紛争処理システム機能強化の総合的検討

- 権利付与から紛争処理を通じての権利の安定性の向上
- 権利者の立証負担を軽減するための証拠収集手続の改善
- ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現

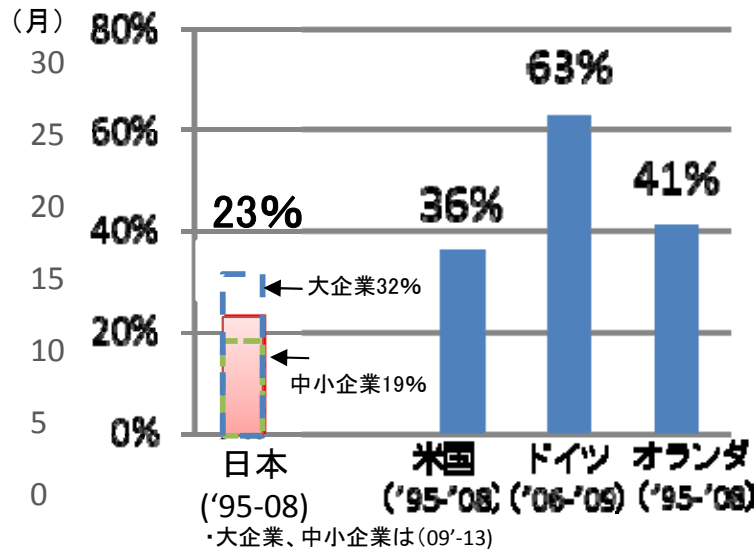
◎中小企業・地方当事者の知財訴訟遂行支援

【参考資料】

■ 知財関係民事事件件数と平均審理期間の推移



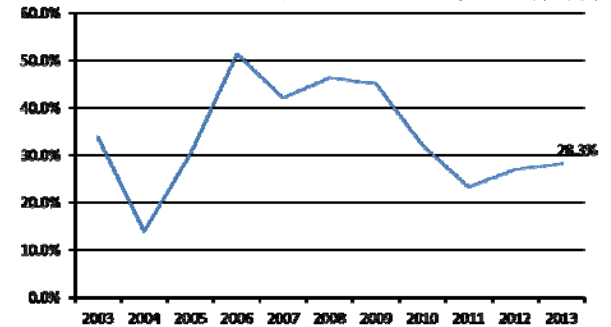
■ 特許権者の勝訴率の各国比較



・大企業、中小企業は(09-'13)
 ※勝訴率は、判決で終結した事案で算出。和解等は含まれない。
 日本においては、4割強が判決、4割弱が和解で終結
 米国においては、9割弱が和解、3.5%が裁判判決で終結
 ドイツにおいては、4割が判決で終結
 ※日本の提訴者は、中小企業が60%、大企業が27%、外国企業が13%。

■ 特許の権利無効による敗訴率の推移

(2003~2013年の地裁判決)



※2004年の特許法改正により、特許侵害訴訟において被告が特許無効の抗弁を主張することができることとなった。

■ 証拠収集手続

・特許法には、法改正により文書提出命令など証拠収集のための特別な規定が設けられているものの、実態として侵害の立証が困難との指摘がある。

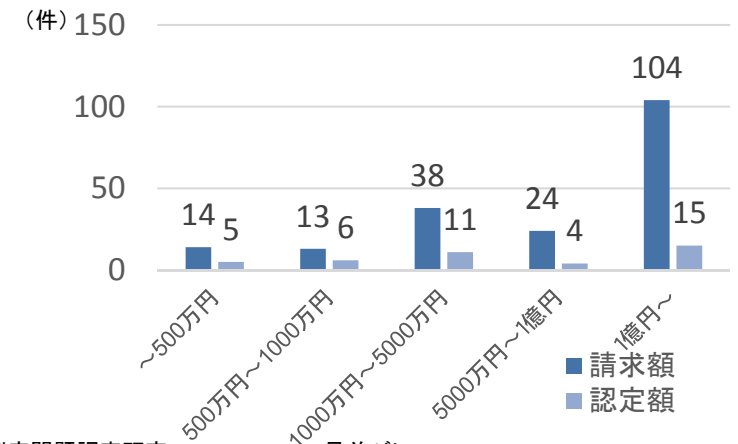
(参考)

- ・米国には、強力な証拠収集手続(ディスカバリー)あり(これについては、費用が掛かり過ぎるなどの批判があり、見直しの動きあり。)
- ・独国には、被疑侵害者の工場を第三者が査察できる制度あり。

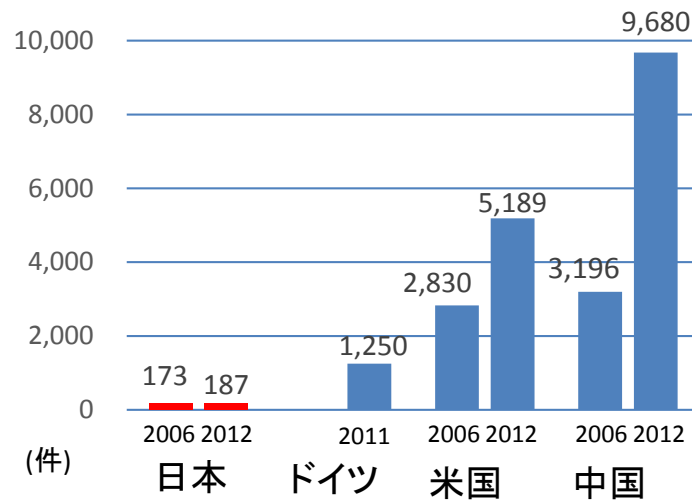
■ 損害賠償額の状況

・特許法には、損害額の推定など賠償額認定のための特別な規定があり、累次の改正を経て適正化されたとの評価がある一方で、認定額が十分ではないという指摘もある。

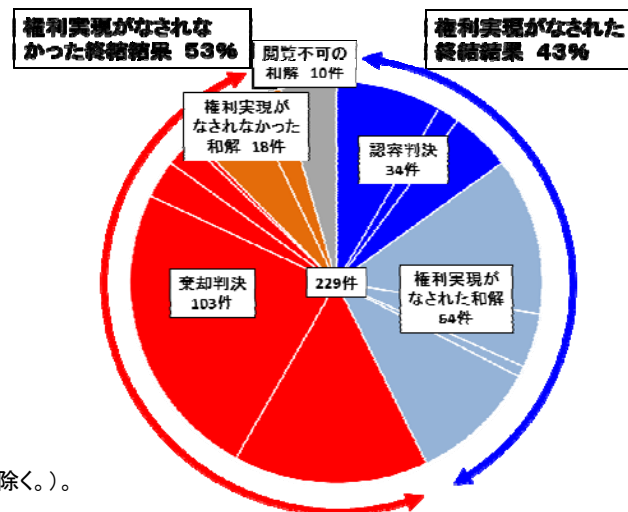
損害賠償認定率：16% (2009~2013年の地裁判決)



■ 特許権等侵害訴訟の提起件数の各国比較



■ 日本の特許権侵害訴訟の終結状況 (2011~2013年の地裁判決。和解を含む。)



(注)特許権、実用新案権、意匠権に係る侵害訴訟件数(ドイツは意匠権を除く。)

【第1部】3 コンテンツ及び周辺産業との一体的な海外展開の推進

現状と課題

- 日本コンテンツの海外展開は、アジア諸国においても、欧米や韓国コンテンツの後塵を拝している。
- 関連産業も含めた収益を生み出す構造を作り出すため、①海外展開しやすいコンテンツの制作・確保、②継続的な展開による浸透、③コンテンツと周辺産業・地域との連携を一体的に進めることが重要。

取り組むべき施策

◎海外展開しやすいコンテンツ制作・確保

- ・ 放送番組海外展開のための実演に係る権利処理の一層の迅速化
- ・ 国際共同製作や日本コンテンツの現地化の支援を継続的に実施

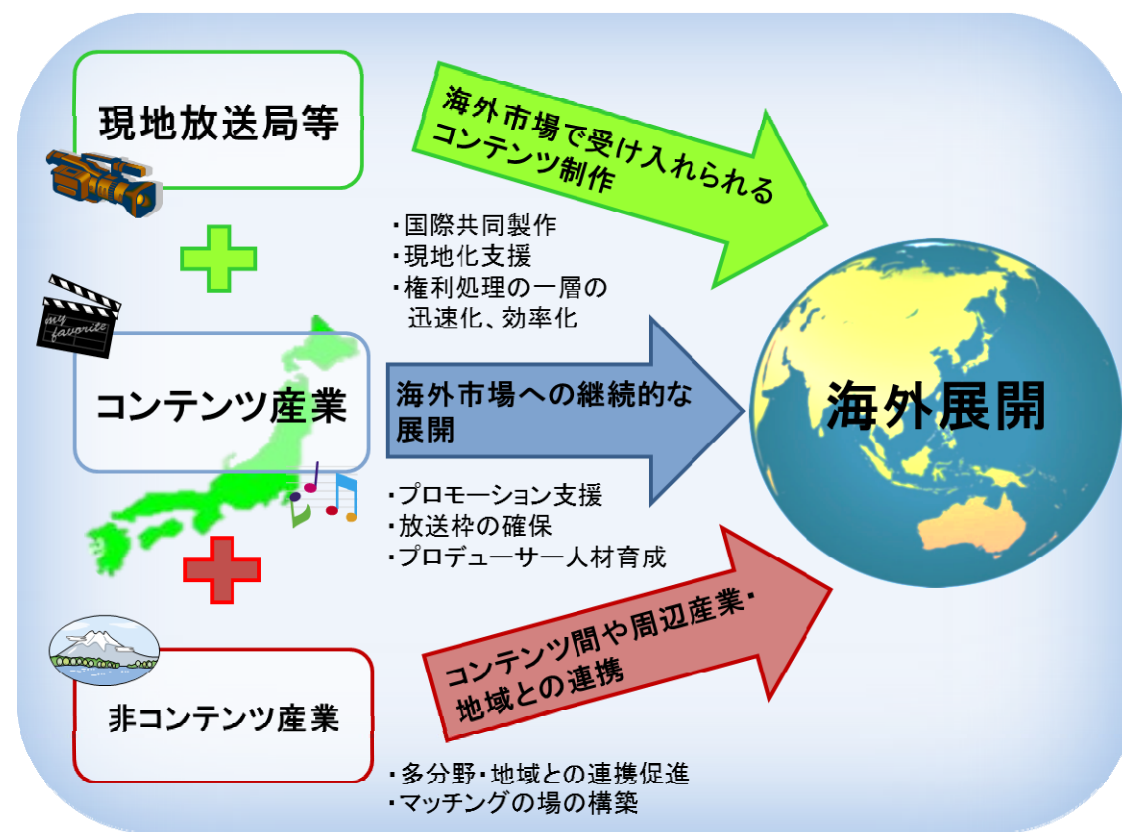
◎海外への継続的な展開

- ・ 日本コンテンツのプロモーション、海外での放送枠確保への支援を継続的に実施
- ・ 海外への留学・インターンシップにより、国際的に通用するプロデューサー人材育成

◎コンテンツと周辺産業との連携強化

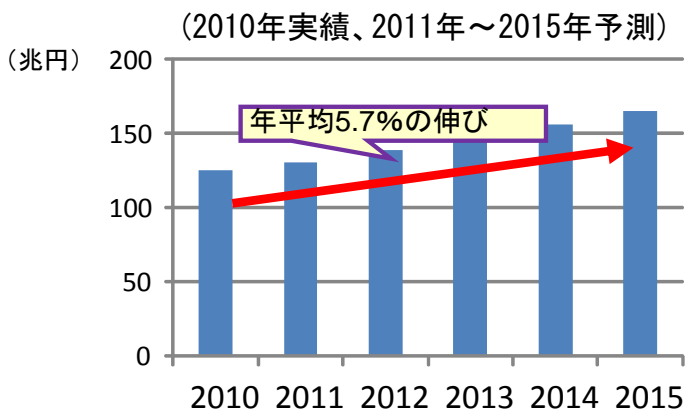
- ・ コンテンツを軸に業種の垣根を越えた連携を実現するため、情報共有、マッチング等の促進のための横断的組織(「官民連携プラットフォーム」)を創設、この下で、多様な事業者が参加するマッチングフォーラムを開催

施策のイメージ



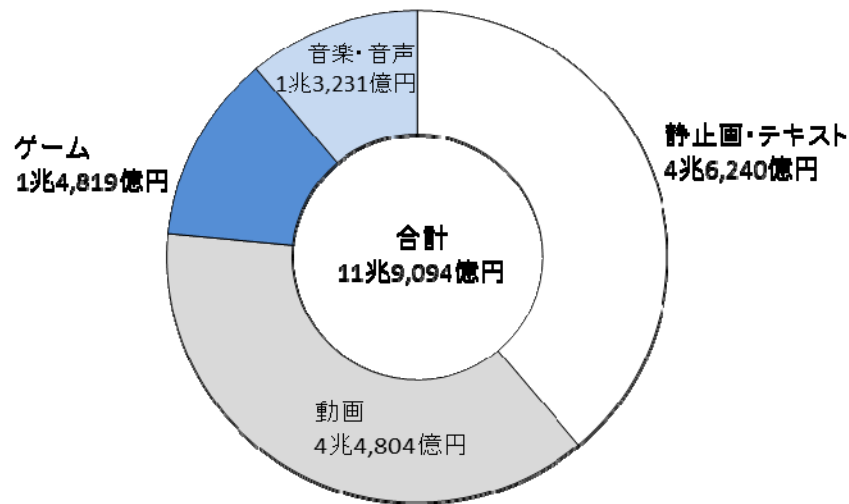
【参考資料】

■ 世界のコンテンツ市場



(出典) PricewaterhouseCoopers 「Global Entertainment and Media Outlook: 2011-2015」 より作成

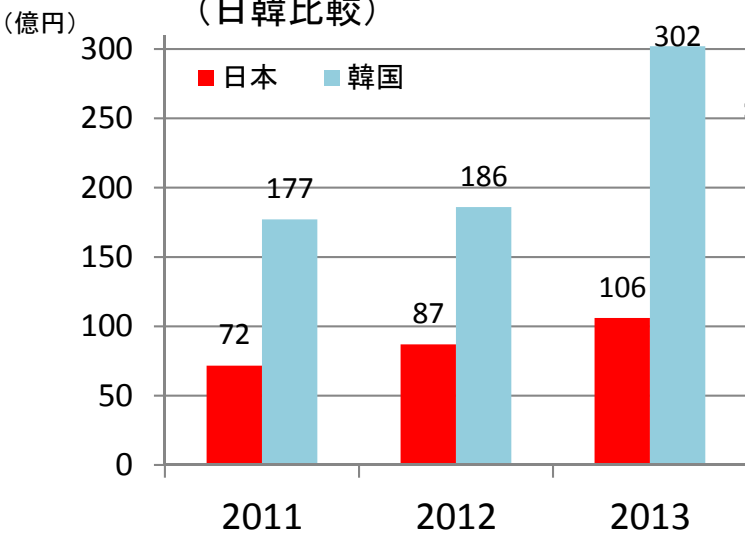
■ 【コンテンツ産業の国内市場規模(2013年)】



■ コンテンツと非コンテンツの連携 例：家電×ドラえもん



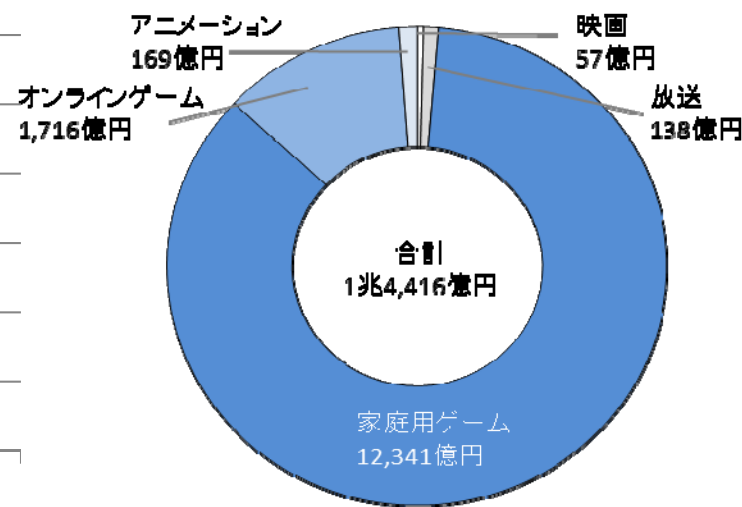
■ 放送コンテンツの海外展開推移 (日韓比較)



(出典) 総務省資料

(注) グラフは番組放送権、ビデオ・DVD化権等を含む

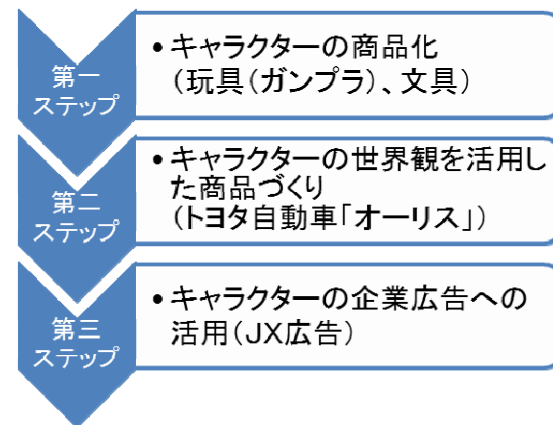
■ 【海外売上の状況(2013年)】



出典：「デジタルコンテンツ白書2014」を基に作成

出典：映画、ゲーム、アニメーションについては「デジタルコンテンツ白書2014」、放送については総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」を基に作成。

■ コンテンツを柱としたビジネス展開例：ガンダム



取り組むべき施策

◎「世界最速・最高品質の特許審査」の実現等

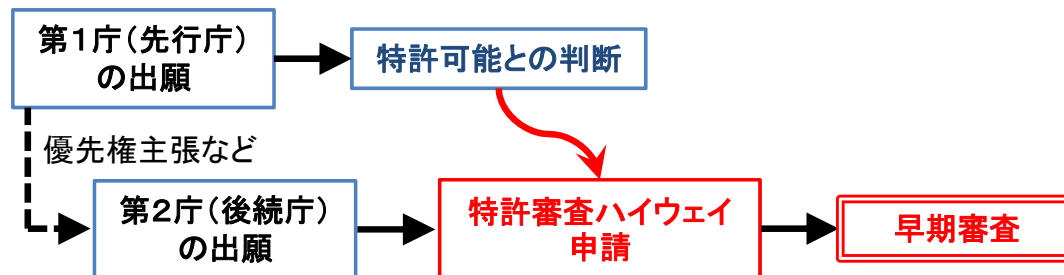
- 審査体制の更なる整備・強化を通じ、「審査請求から権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内に。
- 「審査の品質管理に関するマニュアル」の改訂、適時・適切な品質監査の充実、審査の質についてのユーザー満足度調査の拡充等の品質管理の体制整備を通じて、一層質の高い審査結果を国内外に発信。
- 意匠制度の利用促進を図るため、例えば、図面提出の一部省略や優先権書類のデジタルアクセスサービスの利用等、手続の簡素化等に向けた検討の実施。

【特許の一次審査期間と権利化までの期間】



(出典)第12回検証・評価・企画委員会(2015年4月28日)特許庁提出資料

【特許審査ハイウェイの概要】



(出典)特許庁HP「特許審査ハイウェイについて」より知財事務局作成

◎特許審査等の国際連携の推進

- 我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、引き続き、特許審査ハイウェイの参加国の拡大及び申請要件などに関する共通化を推進する。
- 我が国特許庁と米国特許商標庁の特許審査官が協働して審査を実施する枠組みの構築。

【第2部】 2 新たな職務発明制度の導入と営業秘密保護の強化

取り組むべき施策

◎新たな職務発明制度の導入

新しい職務発明制度(2015年7月改正特許法成立)では、契約、勤務規則等で使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、当該権利は、使用者等に帰属するものとし、この場合には、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとなった。これを踏まえ、以下のとおり施策を講ずる。

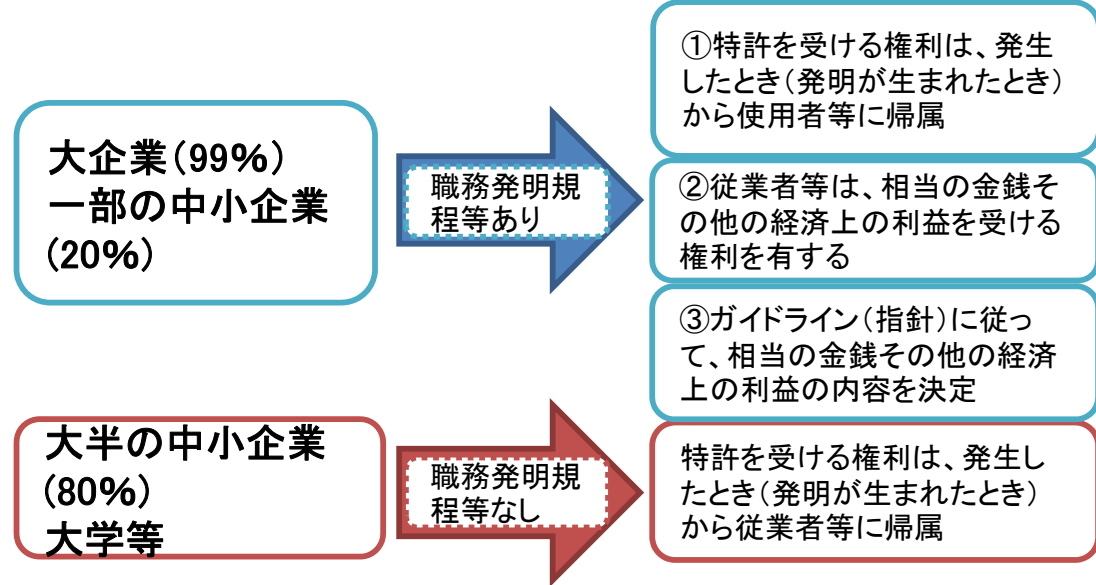
- 使用者等と従業者等の調整の手続に関するガイドラインについて、関係者の意見を聴いて策定し、内容を周知するとともに企業等における職務発明に関する契約・勤務規則等の整備を支援。

◎営業秘密保護の強化

新しい営業秘密保護制度(2015年7月改正不正競争防止法成立)では、営業秘密侵害に対する抑止力向上のため、罰則等の強化、処罰範囲の拡充等がされた。これを踏まえ、以下のとおり施策を講ずる。

- 営業秘密保護に関する包括的対策を示す「営業秘密保護」マニュアルを策定。
- 官民の実務者間において、営業秘密漏えいに関する最新手口及びその対策に係る情報交換を行うための「営業秘密官民フォーラム」を開催。
- 企業における営業秘密漏えい予防対策の推進、技術窃取に対する抑止力向上のため、捜査当局等との連携を強化。

【新しい職務発明制度のポイント】



【新しい営業秘密保護制度のポイント】

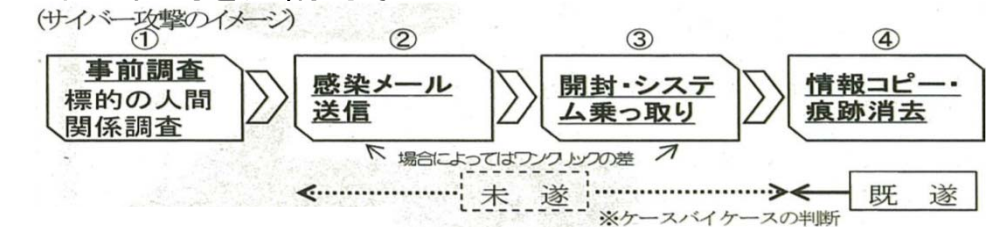
抑止力の向上

- 法定刑の引き上げ
(実行行為者) 10年以下の懲役、1000万円以下の罰金
(主犯企業) 3億円以下の罰金
- 親告罪

(変更なし)
2000万円以下の罰金
5億円以下の罰金(海外重課は10億円以下)
非親告罪

処罰範囲の整備

- 未遂行為を処罰対象



取り組むべき施策

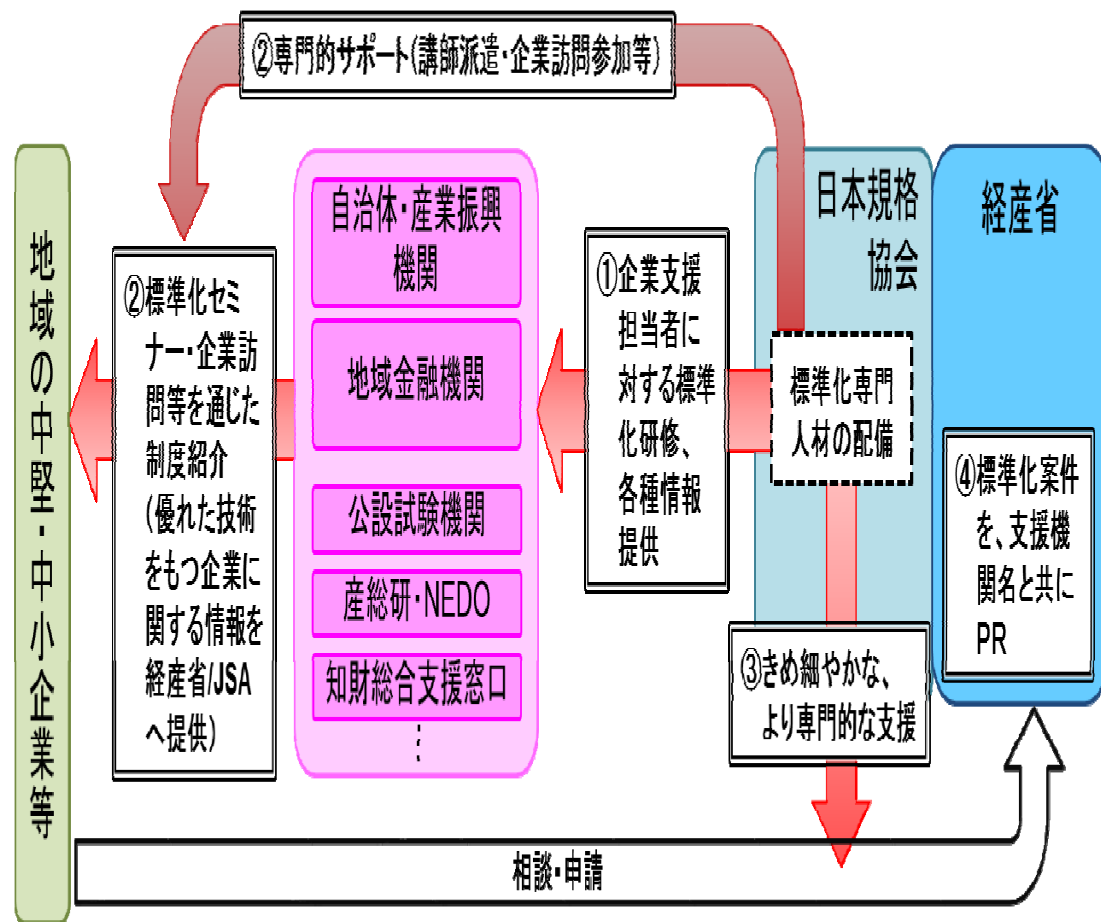
◎戦略的標準化の加速

- 我が国の優位性を発揮できる重要な技術を他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を実施。
- 中小企業等の優れた技術の標準化を「新市場創造型標準化制度」※等により加速するため、自治体や産業支援機関等との連携の下、案件発掘から標準策定や認証までのきめ細やかな支援体制を構築。
※ 複数の団体にまたがる融合技術や特定の企業が有する新技術に対しても、国内外の標準化が迅速に進む総合的な仕組み
- 国際標準化機関における専門委員会等の国際幹事等を担える人財を育成する研修制度の拡充を検討するとともに、標準化をビジネスツールとして活用できる人財等を育成する階層別研修の実施及び、大学における標準化講座の導入を促進。

◎個別分野における国際標準化戦略の加速

- HACCPを基礎とした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みを構築し、海外に普及。
- IoTの進展等に向け、必要な技術の確立を図りつつ、国際標準化を推進。

【中堅・中小企業の標準化支援体制の強化策】



取り組むべき施策

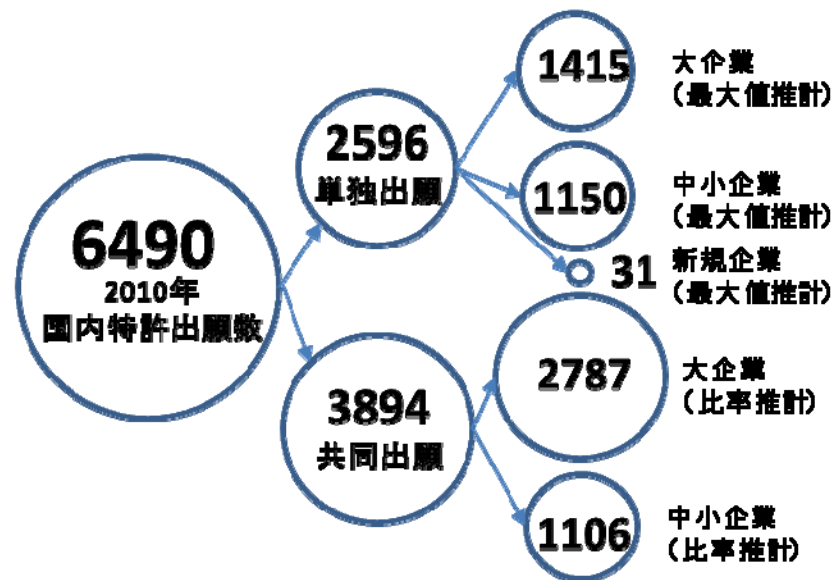
◎大学の知財戦略強化に向けた取組

- イノベーションの創出と競争力強化に向けて、大学の研究経営システムを構築すべく検討・分析すると共に、大学の研究経営資源を効果的に活用するための支援策を検討。
- 大学自身の知財戦略策定及び自立的な知財マネジメントの実行を促すため、その活動状況を評価し、外国出願等を支援。
- 大学と企業間での共同研究契約について、特許出願と契約の在り方について検討し、柔軟な契約締結を大学・企業に対して働き掛け。

◎国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化

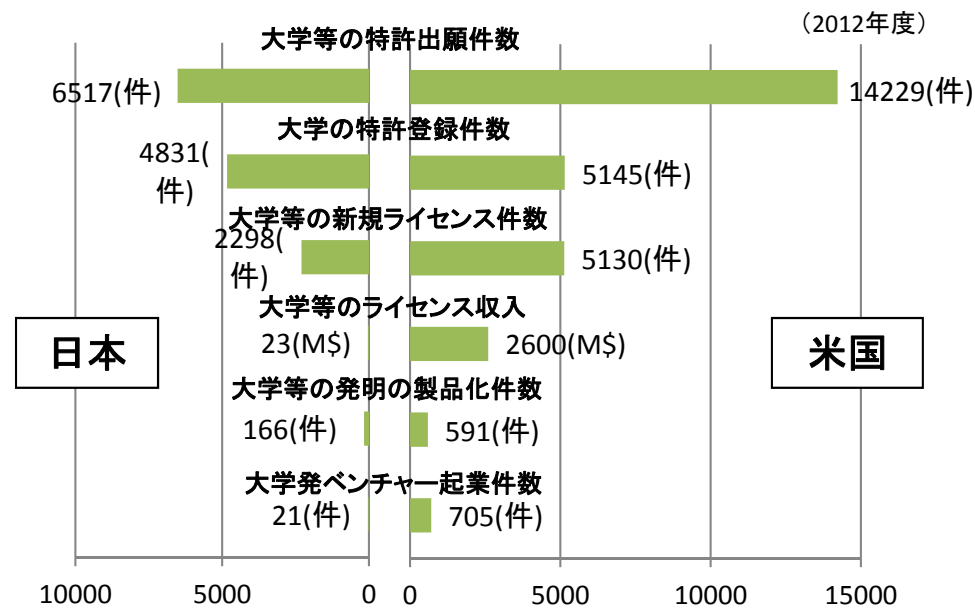
- 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(経済産業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を実施。

【日本の大学特許の出願形態とその実施主体(推定値)】



出典: 自民党・知的財産戦略調査会(H26.10.30)
東京大学政策ビジョン研究センター渡部俊也教授講演資料より抜粋

【日米の大学技術移転に関するパフォーマンス比較】



出典: AUTM U.S. Licensing Activity Survey、UNITT大学技術移転サーベイに基づいて経済産業省作成

取り組むべき主な施策

◎権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進

- 「集中管理による契約スキーム」や「音楽集中管理センター」(仮称)の具体化等、民間におけるライセンス体制の構築等の促進

◎持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備

- クリエイターへ適切に対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討

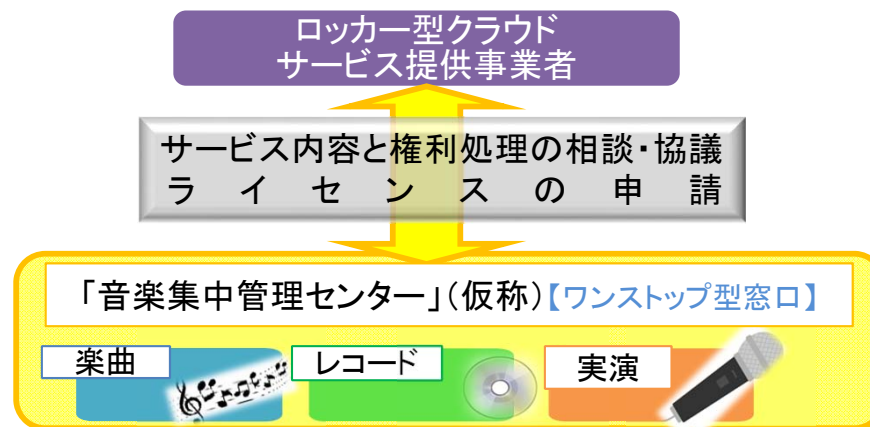
◎新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討

- インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討
- リバースエンジニアリングの適法性明確化等の検討

◎教育の情報化の推進

- デジタル教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討

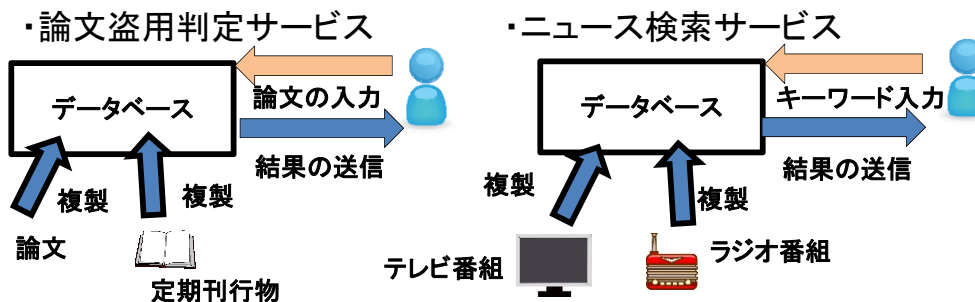
【音楽集中管理センター(仮称)イメージ】



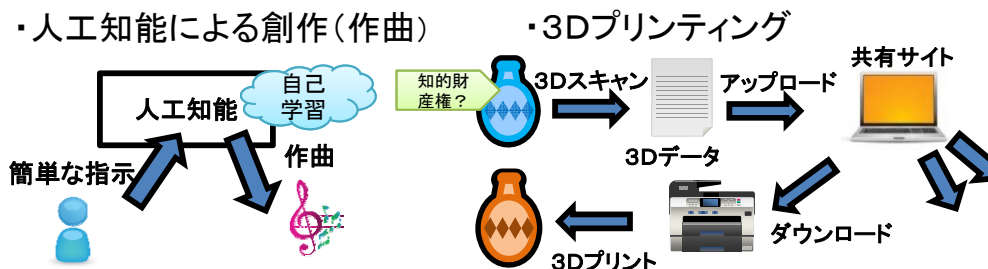
私的使用目的の複製と整理された範囲を超えるロッカー型クラウドサービスを発展させ、円滑に実施するための方策として、音楽関係権利者より提案。

【新しい産業の創出】

インターネット時代の新規ビジネスの例



次世代の知的財産(イメージ)



【第2部】 6 アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

取り組むべき主な施策

◎統合ポータル構築

- 書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐に渡るアーカイブの連携・横断の促進(統合ポータルサイトの整備)

◎分野ごとの取組の促進

- コンテンツの各分野においてアーカイブ構築の中核となる取りまとめ役(アグリゲーター)を定め、取組を強化
 - 書籍等: 公共・大学図書館等の資料のデジタル化への支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
 - 文化財: 日本遺産等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等への情報提供
 - メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用促進
 - 放送コンテンツ: 教育目的や遠隔地での放送コンテンツ利用促進

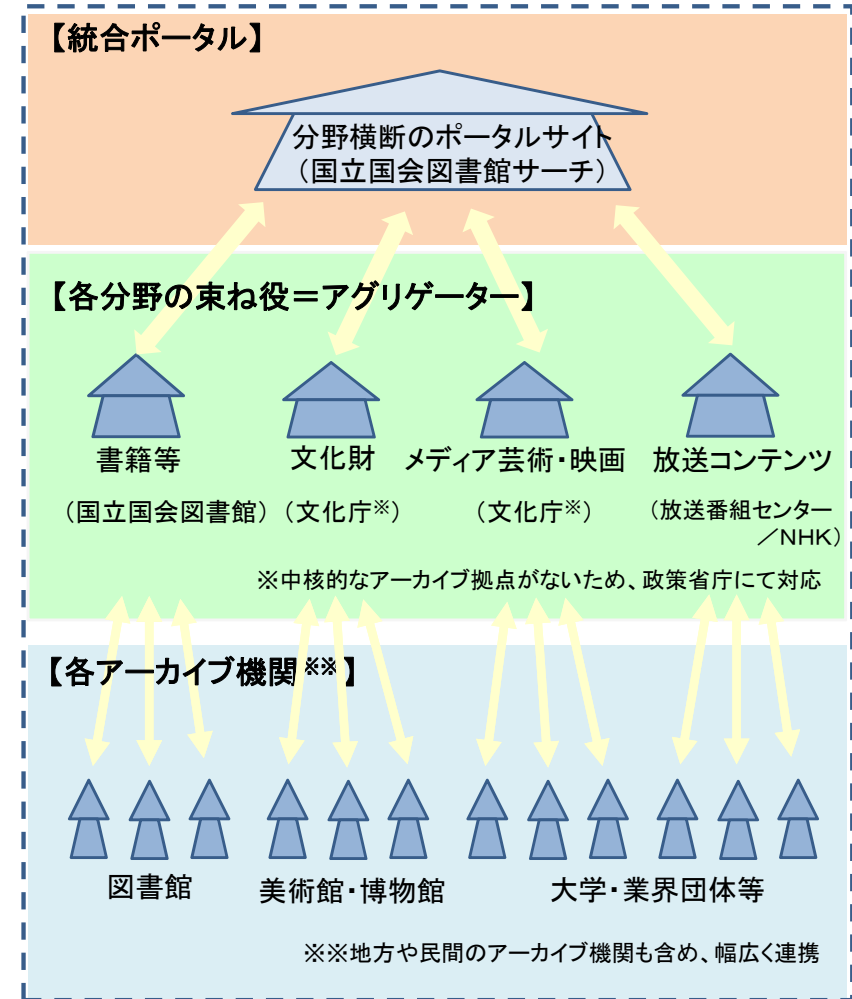
◎アーカイブ構築と利活用促進のための著作権制度の整備

- 権利者不明著作物(孤児著作物)の利用円滑化等のための著作権制度整備(裁定制度における補償金供託の見直し、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等)

◎関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置

- 関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置

【アーカイブの連携体制】



関係省庁等連絡会／実務者協議会

取り組むべき主な施策

◎知財システムの国際化への対応

- 我が国の知財人財の新興国等への派遣、新興国等からの受入れ、他国への審査協力等を通じ、審査実務・知財人財育成方法などの知財システムの普及と浸透を図る。
- 新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度の整備と運用を支援するとともに、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人財の育成を支援。

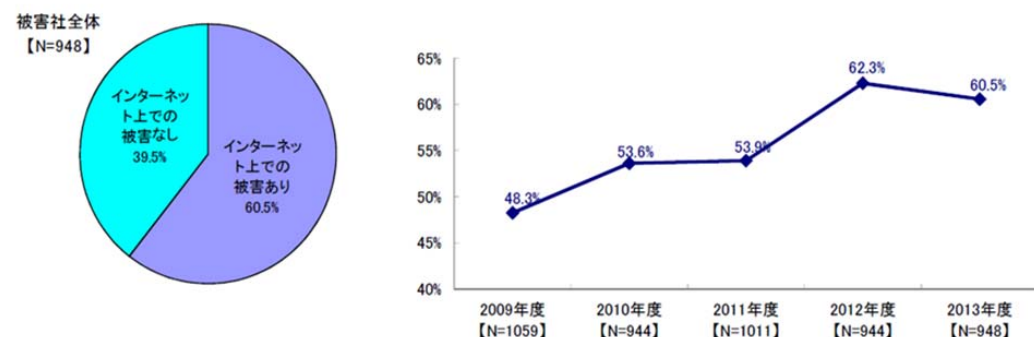
◎国際的な枠組みを通じた知財保護強化

- 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定を通して、知的財産制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。

◎模倣品・海賊版対策の強化

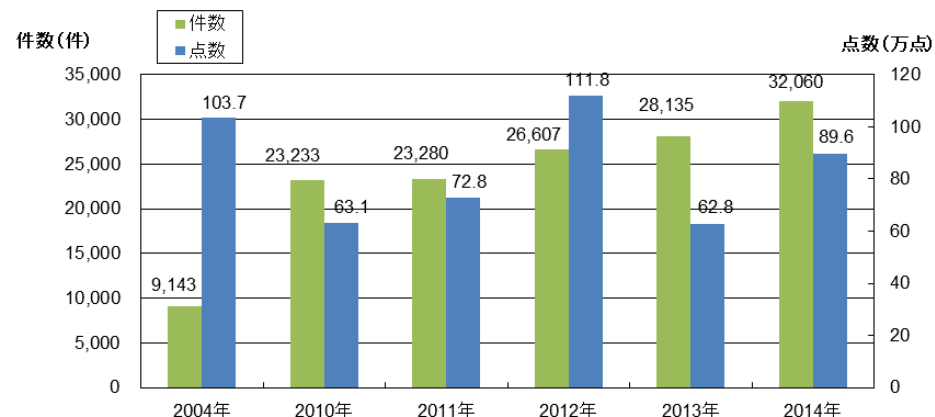
- 侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、政府間協議、官民一体となった相手国政府への働き掛けを実施。
- インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方を検討。
- 模倣品・海賊版に対する国内取締りの強化、知的財産侵害物品の輸入差止めに向け、権利者との連携を一層強化した取締りを実施。

【インターネットによる模倣被害状況】



(注) 数値は 2013 年度に模倣被害を受けた企業の中で、商標、意匠、特許・実用新案、著作物、その他の知的財産権の何れかについて、インターネット上で模倣被害を受けた企業の割合を表す。

【税関における知的財産侵害物品の差止状況】



図表は、特許庁「2014年度模倣品被害報告書」より引用。

取り組むべき主な施策

◎知財を戦略的に活用できる人財の育成

- 中小・ベンチャー企業における総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財育成の強化。

◎コンテンツ産業の基盤となる人財の育成

- 若手アニメーターに対するOJTによる育成を支援するとともに制作作品による上映会等の発表機会を提供。
- 専修学校、大学等と産業界が連携して開発したカリキュラム等を基に、実証講座を通じ短期プログラムの開発等を実施。

◎知財教育・知財啓発の推進

- 大学の学部・学科等において、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を促進。
- 知財人財の裾野拡大につなげるべく、小中高等学校において、知的財産に関する教育を推進。

◎知財人財育成の横断的な検証・検討

- 知財人財育成の取組を横断的に検証し、今後求められる人財像及びその育成の在り方について検討。

【知財人財育成に関する取組の経緯】

知的財産人材育成総合戦略(2006年1月30日)

〈知的財産の保護・権利化を主軸とした育成〉

《3つの目標》

1. 「知的財産専門人材」の倍増・高度化

2. 「知的財産創出・マネジメント人材」の育成・高度化

3. 国民の「知財民度」を高める

《5つの人材像》

★10個の重点施策



知財人財育成プラン(2012年1月20日)

〈グローバル市場を重視したイノベーション戦略に基づく知財マネジメントを主眼とした育成〉

基本的考え方

1. 知財マネジメント人材の育成

2. グローバル知財人財の育成

3. 知財人財の裾野の拡充

知財マネジメント人材の育成・確保を主眼とした「知財人財育成プラン」と知財専門人材の育成・確保を主眼とした「知的財産人材育成総合戦略」とを、相互補完的に実施

(参考資料)

成長戦略と知財推進計画2015の一体的推進

「また、知的財産推進計画2015」(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)に基づき、地方における知財活用の推進、国際標準化・認証への取組等を推進する。」

→ 知財推進計画2015に盛り込まれた施策を成長戦略でも取り込んでいる

イノベーション・ナショナルシステムの実装

イノベーション・ナショナルシステムの再構築の重要な柱の1つである「大学改革」では、国立大学の財務運営の自由度の拡大のため、特に、民間企業からの受託研究資金の獲得に向けて、大学・学長の意識改革・経営努力を重視。

こうした中で、大学の民間企業の共同研究契約において、不実施補償の取扱い等が産学共同研究を妨げる要因となっているとの指摘もあり、契約の実態の調査・分析、その結果を踏まえた契約の在り方について検討。

地域イノベーションの推進

地域中小企業の知財戦略の強化

- 知財総合支援窓口の体制強化、地域中小企業と大企業との知財連携を促進するための知財橋渡し人材の地域の公的機関等への配置等により、中小企業の知財意識を高める(特許出願に占める中小企業の割合を2019年度までに約15%)
- よろず支援拠点・よろず支援拠点全国本部の体制を強化し、知財に関する潜在ニーズの発掘、大企業との関係で知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等の相談等の支援を実施(2016年度までに1年あたりの知財支援件数を倍増)
- 特許審査官が地方に出向いた、ユーザーニーズを踏まえた面接審査の実施等(2020年度までに1年あたりの面接審査件数を倍増)

戦略的な標準化の推進

- 自治体や地域経済団体等の企業支援担当者に対する研修、一般社団法人日本規格協会における標準化専門人材の体制強化等(中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を2020年までに100件実現)

コンテンツを核としたクールジャパンの推進

コンテンツの海外展開の推進

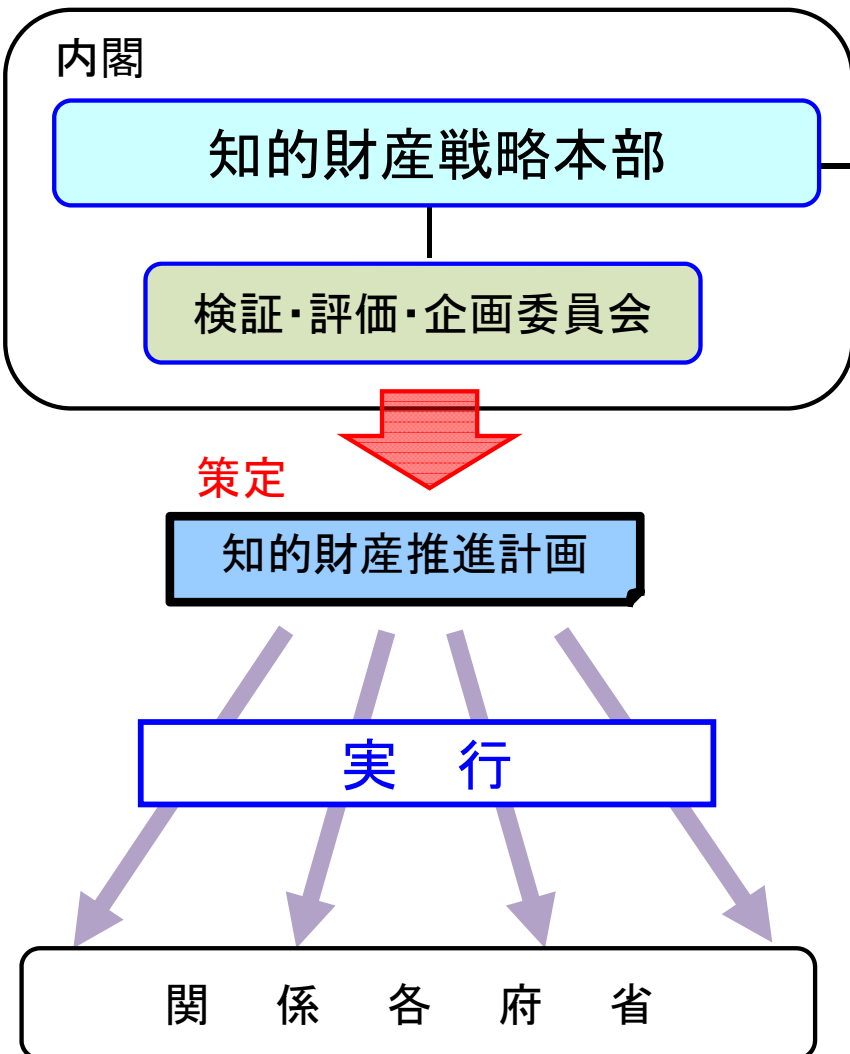
- 始めから海外展開を念頭に置いたコンテンツ制作、権利処理の一層の迅速化、コンテンツの現地化・プロモーション、国際共同製作、放送コンテンツの継続的放送の推進、クールジャパンを担う人材の育成

コンテンツと周辺産業の連携案件の創出

- クールジャパン推進のための官民連携プラットフォーム(仮称)を本年秋目途に立ち上げ、コンテンツを核とした海外発信やコンテンツと周辺産業の一体的な海外展開をオールジャパン体制で推進
- このプラットフォームの下で、連携プロジェクト組成のためのマッチングを行うため、食・観光・製造等、非コンテンツ分野も交えた多様な関連事業者が参加するマッチングフォーラム(仮称)を開催
- 同フォーラムを活用し、クールジャパン機構、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、映像産業振興機構(VIPO)、JETRO等と協力・連携し、プロダクトプレイスメントや、海外における企業広告とコンテンツの連携等、相乗効果・波及効果の高い業界横断的な連携案件を連続的に創出

知的財産戦略の推進体制

- ✓ 知的財産戦略本部は、「知的財産基本法」に基づいて2003年に設置。政府全体の知的財産推進計画の作成・推進、知的財産に関する重要施策の企画・推進・総合調整を推進。
- ✓ 毎年「知的財産推進計画」を策定。なお、2013年には、本部設置10年を機に「知的財産政策ビジョン」を策定し、「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定。



【主な任務】

- ・ 知財戦略の企画・立案及び実施
- ・ 政府各省の施策の連携促進・調整

【構成要員】

本部長： 内閣総理大臣

副本部長： 知的財産戦略担当大臣（科学技術政策担当大臣）
内閣官房長官、文部科学大臣、経済産業大臣

本部員： 全大臣
有識者（10人）

奥山 尚一 弁理士、久遠特許事務所共同代表

川上 量生 (株)KADOKAWA・DWANGO代表取締役社長

五神 真 東京大学総長

小林 喜光 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長

迫本 淳一 松竹(株) 代表取締役社長

竹宮 恵子 マンガ家、京都精華大学学長

日覺 昭廣 東レ(株)代表取締役社長

原山 優子 総合科学技術・イノベーション会議議員

宮川美津子 弁護士、TMI総合法律事務所パートナー

山田 理恵 東北電子産業(株)代表取締役社長 (五十音順)

「知的財産推進計画2015」策定までの検討体制

知的財産戦略本部

- 2015年4月14日
(基本的な方向性の検討)
- 2015年6月19日
(推進計画2015の決定)

検証・評価・企画委員会

- 2014年10月～2015年5月
(全13回)

産業財産権分野

(座長: 渡部俊也 東京大学政策
ビジョン研究センター教授)

コンテンツ分野

(座長: 中村伊知哉 慶應義塾
大学大学院メディアデザイン
研究科教授)

地方における知財活用促進タスクフォース

(座長: 渡部俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授)

- 2015年2月～2015年4月(全4回)

知財紛争処理タスクフォース

(座長: 相澤英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

- 2015年2月～2015年4月(全4回)

1. 知的財産基本法上の知的財産及び知的財産権

○ 知的財産

- ・発明、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの
- ・商標、商号、その他事業活動において用いられる商品又は役務を表示するもの
- ・営業秘密その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報

○ 知的財産権

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

2. 知的財産に係る政府の体制

○ 知的財産に係る関係省庁の所管法令及び業務(主なもの)

- ・内閣官房:知的財産基本法、コンテンツ振興法を所管、全体戦略(知財計画)策定
- ・経済産業省:不正競争防止法を所管、模倣品・海賊版対策総合窓口を設置
- ・特許庁:特許法、実用新案法、意匠法、商標法を所管
- ・財務省:関税法に基づき、水際での模倣品・海賊版の取締り
- ・警察庁:知的財産権関係の法令に基づき、国内の取締り
- ・農林水産省:種苗法、地理的表示法を所管
- ・文化庁:著作権法を所管
- ・総務省:プロバイダ責任制限法を所管
- ・外務省:知的財産に関する渉外業務

ご清聴ありがとうございました

知的財産戦略本部URL

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>